統計調査の民間開放の問題点

財団法人全国統計協会連合会　会長　竹内　　啓

脱規制，民営化の「改革」の一環として，政府業務の民間開放が進められる中で，統計業務の民間開放が政府の方針として定められた。しかし，そこには多くの問題が含まれていると思う。

そもそも，民営化・民間開放の目的はどこにあるのだろうか。普通に挙げられる第一の目的は効率化である。すなわち，民間企業の競争に委ねることによって，収益を高め，コストを下げて，全体としての経済の効率化に寄与するというのである。また，非効率で硬直的な官僚機構を縮小し，公務員の数を減らして税金の負担を減らすということも言われている。「民にできることは民に」というのが小泉前首相のスローガンであった。本来，民間の営利企業によって発展させられるべき産業分野では，このことは確かに当てはまる。1980年代からヨーロッパや日本で迫られた，鉄道，電信，電話，郵便などの民営化はこの基準に合致する。

しかし，政府の業務の中には，民間に委ねることのできないものもある。一つは治安，国防，司法，徴税など，国家権力の行使にあたるものである。これらは国民に対する強制を伴うこともあるので，正統な権力を持った政府しか行うことができない。もう一つは，社会にとって有益ではあるが，民間企業がそれによって利益を上げることができないか，或いは営利を目的として活動が行われると，社会的な不公正が生ずる恐れのある分野におけるサービスの提供である。一般道路などの社会インフラ建設，一般初等教育の提供，公衆衛生，環境保全などがそれにあたる。この二つの分野では経済効率の観点だけから民営化を推進することはできない。しかし，このような分野でも業務の一部を民間に委託したら，必要とされる財やサービスを民間から調達することによって，コストを切り下げ，効率化を図ることは可能であるし，また実際に行われている。

統計について言えば，政府統計の作成を完全に民営化すること，すなわちそれを全体として民間企業に任せ，或いは統計局や統計センターを民間会社にしてしまうことはできない。

それは，新しい統計法で明らかにされているように，政府統計或いは「公的統計」は一つの「公共財」であって，それを作成し，広く提供することは政府の果たすべき公共サービスの一部だからである。「公的統計」はソフトな社会情報インフラストラクチェアの重要な一部であって，それを民間企業が建設することはできない。

更に，統計情報の収集，統計の作成は公的権力の行使に当たることも注意しなければならない。政府は政策実施のために，そうして民主主義国家であれば，国民全体のために国内の情報を収集し，利用する権利を持っているのである。統計法に，国民が統計のための情報提供に協力する義務があること，また政府の各部局に対し，統計作成のためにそれぞれの持つ情報の提供を求めることができることが規定されているのはこのためである。また，得られた情報は，本来国のもの，国民全体のものという意味でも「公共財」なのである。民間企業がこのような権限を持ち得ないことは自明であろう。

したがって，統計業務の民間開放については限界があり，それを明確にしておくことが必要である。この問題が初めて提起されたころ，一部の人が主張した国勢調査の完全民間委託などということは，勿論問題外である。しかし，他方，統計に関する業務の一部を民間開放或いは民間委託することは可能であるし，その必要性は増大すると思われる。中央省庁でも地方自治体でも，予算も人員の制約もますま

す厳しくなる中で，調査員の高齢化も進み，これまでのようなやり方で統計調査を実行することは困難になりつつある。他方，急速に変化する社会・経済の実情を把握するために新しい統計調査を開始したり，これまでの調査を大きく変えたりする必要も生まれてくる。それに対し，機動的に対応することは従来通りのやり方ではできない。統計の実査，つまり調査票の配布，回収，未回答の督促，或いは調査票の第一次審査などの業務を民間企業に委託することは今後多くなるであろう。

その中で統計の質を維持し，その信頼性を保つことが最も大切である。民間にはこれまでマーケッティングや世論調査などの分野で経験を積んだ調査会社は存在するが，これらの調査と公的統計の調査では業務のやり方も，要求される仕事の質も大きく異なっているので，国の統計調査について十分な経験と信用を積んだ民間企業はまだあまり育っていない。十分な経験と技術を持ち，信頼できる企業が育つように条件を整えなければならない。統計業務に関して，万一にも調査票の不正記入などが行われることがあれば，致命的であるから，最も大切なのは受注する事業者の信用であり，それをどのように保証するかが最大の問題である。単純な競争入札で落札者＝受託者を決定するようなことは危険である。

今後，地方自治体を経由して行われる統計調査において，自治体ごとに業務を民間委託しなければならないことも起こるであろう。その場合，統計の質を一様に維持するために，受託業者決定の手続き，契約の内容，業務の監査等について，なるべく一様な基準が守られることが望ましい。しかし，同時に各地方の実態に応じて柔軟に対応しなければならない場合もあるであろう。

今後，統計業務の民間開放，ないし民間委託をどのように行うかについて，地方自治体でも相互の連携の下に早急に検討を進める必要があると思う。

平成19年　就業構造基本調査について

1　調査の概要

就業構造基本調査は，国民の就業及び不就業の状態を調査し，全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として実施するものです。この調査は，昭和31年からほぼ３年ごとに，昭和57年からは５年ごとに実施しており，今回の調査は15回目に当たります。

2　今回調査の特色

この調査は，①就業・不就業に関する全国・地域別の基本的な統計を作成する，②縁辺労働者（就業・不就業の状態を短期間に繰り返している就業状態が不安定な人）の実態を明らかにする，③就業異動の実態を明らかにする，④就業の地域構造と常住地移動との関係を明らかにすることを基本的なねらいとしています。

特に平成14年調査時以降，雇用慣行の見直しや定年の延長等を背景として，就業形態の多様化が進展しており，とりわけ，高齢就業者や若年無就業者の問題が顕在化しています。

この状況に的確に対応するため，就業及び不就業の実態について詳細に把握することとしています。

3　調査の期日

調査は，平成19年10月１日現在によって行います。

4　調査の地域

平成17年国勢調査調査区の中から選定する約３万調査区を対象とします。

5　調査の対象

指定された調査区内から選定した約45万住戸に居住する15歳以上の世帯員約105万人を対象とします。

6　調 査 事 項

(1)　15歳以上の世帯員に関する事項

ア　全員について

氏名，男女の別，配偶の関係，世帯主との続き柄，出生の年月，在学・卒業等教育の状況，１年前の居住地，ふだんの就業・不就業状態，職業訓練・自己啓発の有無，職業訓練・自己啓発の内容，９月末１週間の就業・不就業状態

イ　有業者について

(i)　主な仕事について

従業上の地位，勤め先での呼称，起業の有無，勤め先の経営組織，勤め先の名称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，企業全体の従業者数，年間就業日数，就業の規則性，週間就業時間，年間収入，転職又は追加就業等の希望の有無，就業時間延長等の希望の有無，転職希望の理由，希望する仕事の形態，求職活動の有無，就業開始の時期，就業開始の理由，１年前の就業・不就業状態，前職の有無

(ⅱ) 主な仕事以外の仕事について
従業上の地位，勤め先の事業の内容
(ⅲ) 前職について
離職の時期，離職の理由，従業上の地位，勤め先での呼称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，企業全体の従業者数，就業継続年月
(ⅳ) 初職について
学卒後の前職以前の就業経験の有無，就業開始の時期，従業上の地位，勤め先での呼称

ウ　無業者について
(ⅰ) 就業の希望等について
就業希望の有無，就業希望の理由，希望する仕事の種類，希望する仕事の形態，求職活動の有無，非求職の理由，求職期間，就業希望時期，就業非希望の理由，１年前の就業・不就業状態，就業経験の有無
(ⅱ) 前職について
離職の時期，離職の理由，従業上の地位，勤め先での呼称，勤め先の事業の内容，仕事の内容，企業全体の従業者数，就業継続年月，学卒後の前職以外の就業経験の有無

(2) 世帯に関する事項
15歳未満の年齢別世帯人員，15歳以上の世帯人員，世帯の収入の種類，世帯全体の年間収入

7　調査の方法

調査は，次の流れにより，調査員が世帯ごとに調査票を配布及び取集することにより行います。

総務大臣 ― 都道府県知事 ― 市町村長 ― 指導員 ― 調査員 ― 世帯

8　集　　計

次の事項について，全国，都道府県，県庁所在市及び人口30万以上の各市別に集計します。

ただし，県庁所在市及び人口30万以上の各市については，次の事項のうち主要な事項のみ集計します。

①就業構造に関する事項
②就業異動及び常住地移動に関する事項
③就業希望に関する事項
④世帯に関する事項

9　結果の公表

調査の結果は，平成20年９月までにインターネット等によって公表し，その後，順次報告書を刊行していくことにしています。

10　結果の利用

(1) 職業能力開発計画等，政府における各種労働関連施策の策定の基礎資料
(2) 内閣府，厚生労働省などの行政機関及び民間研究機関等における就業構造の現状分析
(3) 地方公共団体における地域の男女共同参画計画や職業能力開発計画などの策定の基礎資料
(4) 国民経済計算における国民所得の推計のための就業者数や雇用者数の算出の基礎資料